

上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 2 4 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市条例第 2 4 号

上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年上尾市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 4 3 の項中「1 2, 8 0 0 円」を「1 4, 5 0 0 円」に、「1 1, 3 0 0 円」を「1 2, 8 0 0 円」に改め、同表 4 4 の項及び 4 5 の項中「1 0, 8 0 0 円」を「1 2, 2 0 0 円」に改め、同表 4 6 の項中「1 0, 9 0 0 円」を「1 2, 4 0 0 円」に、「5, 4 5 0 円」を「6, 2 0 0 円」に、「9, 6 0 0 円」を「1 0, 9 0 0 円」に、「4, 8 0 0 円」を「5, 4 5 0 円」に改め、同表 4 7 の項及び 4 8 の項中「8, 9 0 0 円」を「1 0, 1 0 0 円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。